



山形県公報

平成23年7月19日（火）
第2261号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 家畜伝染病発生の届出……………（畜産課）…743
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 土地区画整理組合の理事の就任の届出……………（都市計画課）…744
- 道路の位置の指定……………（最上総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（庄内総合支庁建築課）…同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………745

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課）…同
- 鳥獣保護区指定の予定……………（みどり自然課）…746
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 同……………（同）…748
- 同……………（同）…749
- 同……………（同）…750
- 同……………（同）…751

## 告 示

### 山形県告示第630号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種 類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭 数 | 発 生 場 所          | 発 生 年 月 日  |
|-----------|-------|-----------|-----|------------------|------------|
| ヨ一ネ病      | 牛     | 患 畜       | 1   | 東置賜郡高島町大字二井宿5830 | 平成23. 7. 7 |

### 山形県告示第631号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域

東村山郡中山町大字岡地内

2 公共測量を実施する期間

平成23年7月22日から同年9月16日まで

3 作業の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、現地測量、路線測量）

### 山形県告示第632号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、東根市神町北部土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 住 所             | 氏 名     |
|-----------------|---------|
| 東根市大字若木6032番地   | 奥 津 清   |
| 東根市神町中央一丁目9番22号 | 須 藤 隆   |
| 東根市神町中央一丁目13番8号 | 高 橋 浅 十 |
| 東根市神町中央二丁目5番12号 | 武 田 榮 一 |
| 東根市大字若木5917番地23 | 武 田 忠   |
| 東根市神町西四丁目1番5号   | 武 田 良 一 |
| 東根市大字若木6056番地6  | 東海林 松 雄 |
| 東根市神町中央一丁目3番10号 | 平 山 叅 次 |
| 東根市神町中央二丁目9番2号  | 横 尾 良 一 |

### 山形県告示第633号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有最総建第207号
- 2 指定の場所 新庄市小田島町188-4、190-9
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長73.26メートル
- 4 指定年月日 平成23年7月7日

### 山形県告示第634号

次の開発行為は、完了した。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年3月15日 指令庄総建第63号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡庄内町余目字館之内20-7、21、22、24-2、25-2の一部、33-1の一部、36-1、37-3、81-1、法定外公共物
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
秋田県秋田市寺内字蛭根85番地2  
石油資源開発株式会社 秋田鉱業所 執行役員秋田鉱業所長 井上圭典

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月19日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 小 林 由 紀 子

#### 山形県公安委員会規則第5号

##### 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

|         |           |                             |                                      |   |
|---------|-----------|-----------------------------|--------------------------------------|---|
| 第39条の表中 | 警 備 第 二 課 | 献血運動推進全国大会<br>警 衛 警 備 対 策 室 | 第37条第6号に掲げる事務のうち献血運動<br>推進全国大会に関する事務 | を |
|---------|-----------|-----------------------------|--------------------------------------|---|

削る。

第40条第1項の表中献血運動推進全国大会警衛警備対策室の項を削り、同条第2項の表中

|           |                             |                                                          |   |
|-----------|-----------------------------|----------------------------------------------------------|---|
| 警 備 第 二 課 | 災 害 対 策 官                   | 上司の命を受け、第37条第1号及び第3号に掲げる事務を整理する。                         | を |
|           | 警 備 指 導 官                   | 上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |   |
|           | 献血運動推進全国大会<br>警 衛 警 備 対 策 官 | 上司の命を受け、第37条第6項に掲げる事務のうち献血運動推進全国大会に関する事務を整理する。           |   |

|           |           |                                                          |       |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------|-------|
| 警 備 第 二 課 | 災 害 対 策 官 | 上司の命を受け、第37条第1号及び第3号に掲げる事務を整理する。                         | に改める。 |
|           | 警 備 指 導 官 | 上司の命を受け、第37条第2号及び第5号から第7号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 |       |

#### 附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤榮一
  - (3) 主たる事務所の所在地

新庄市末広町10番29号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域において社会教育及び芸術文化活動に関する事業を実施するとともに、これらの活動に参加する団体及び個人に対し、その活動が円滑かつ効果的に推進するよう支援することによって、地域の社会教育及び芸術文化の振興並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項第2号の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成23年8月1日まで縦覧に供する。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 基点鳥獣保護区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、村山市の市街地の西部に位置し、河島山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。河島山は、里山環境保全地域の指定を受け、森林浴散策路や遊歩道も整備されており、自然体験の場として利用されている。

また、河島山の山頂にはブナが見られ、日本海要素植物と暖地性植物の双方が確認できる。山麓の湿地に希少植物も確認され、良好な状態が保たれている。

このような自然環境を反映して、ノスリ、コゲラ、ヤマガラ、イタチ、リス、ノウサギ等多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

定期的に区域内を巡視し、鳥獣の生息状況を把握するとともに、鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

また、村山市と連携のうえ、農林業被害の発生状況の把握に努め、被害発生があった場合は、有害鳥獣捕獲について、被害等の実情を考慮し迅速に対応する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成23年7月19日から同年8月1日まで

(2) 意見書の提出先

生活環境部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに遊佐町役場において平成23年11月19日まで縦覧に供する。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
遊佐ショッピングセンターエルパ  
飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地1
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                  | 住 所                | 代表者の氏名 |
|----------------------|--------------------|--------|
| 遊佐ショッピングセンター<br>協同組合 | 飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地 1 | 渋谷 有 次 |

(変更後)

| 名 称                  | 住 所                | 代表者の氏名  |
|----------------------|--------------------|---------|
| 遊佐ショッピングセンター<br>協同組合 | 飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地 1 | 本 間 知 広 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称         | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|----------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社  | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 勝 浦 二 郎 |
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市上須頃445番地       | 坂 本 勝 司 |
| 株式会社地酒庄内館      | 東田川郡庄内町余目字千河原99番地    | 後 藤 俊 明 |
| 渋谷 有 次         | 飽海郡遊佐町遊佐字前田34番地      |         |
| 高 橋 正 一        | 飽海郡遊佐町遊佐字前田 4 番地 6   |         |
| 株式会社戸田薬局       | 酒田市観音寺字町後33番地38      | 戸 田 登   |
| 今 野 文 悦        | 飽海郡遊佐町野沢字宅内42番地      |         |
| 柴 田 春 夫        | 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴181番地 2   |         |
| 株式会社岐阜陶園       | 飽海郡遊佐町遊佐字京田18番地 4    | 加 藤 国 幸 |
| 有限会社ほんま        | 飽海郡遊佐町遊佐字京田20番地      | 本 間 助 治 |

(変更後)

| 氏名又は名称         | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|----------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社  | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 宮 地 邦 明 |
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市上須頃445番地       | 坂 本 勝 司 |
| 株式会社地酒庄内館      | 東田川郡庄内町余目字千河原99番地    | 後 藤 俊 明 |
| 渋谷 有 次         | 飽海郡遊佐町遊佐字前田34番地      |         |

|          |                   |      |
|----------|-------------------|------|
| 高橋正一     | 飽海郡遊佐町遊佐字前田4番地6   |      |
| 株式会社戸田薬局 | 酒田市観音寺字町後33番地38   | 戸田登  |
| 今野文悦     | 飽海郡遊佐町野沢字宅内42番地   |      |
| 柴田春夫     | 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴181番地2 |      |
| 株式会社岐阜陶園 | 飽海郡遊佐町遊佐字京田18番地4  | 加藤国幸 |
| 有限会社ほんま  | 飽海郡遊佐町遊佐字京田20番地   | 本間知広 |

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成22年5月31日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成22年5月18日

ロ 有限会社ほんまに係るもの 平成22年5月31日

## 4 届出年月日

平成23年6月28日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに遊佐町役場において平成23年11月19日まで縦覧に供する。

平成23年7月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
遊佐ショッピングセンターエルパ  
飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
遊佐ショッピングセンター協同組合 飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地1  
代表理事 本間知広
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者       | 開店時刻  | 備考              |
|---------------|-------|-----------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時  | 年間20日は午前7時30分開店 |
| その他の小売業者      | 午前10時 |                 |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 備 考                        |
|-----------------|---------|----------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 午前9時    | 年間20日は午前7時30分、年間80日は午前8時開店 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前10時   |                            |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時30分から午後11時30分まで。ただし、年間20日は午前7時から午後11時30分まで

（変更後） 午前8時30分から午後11時30分まで。ただし、年間20日は午前7時から午後11時30分まで、年間80日は午前7時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成23年7月1日

5 届出年月日

平成23年6月28日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成23年11月19日まで縦覧に供する。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

寒河江ショッピングランド  
寒河江市大字寒河江字塩水72番1

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎 |
| 株式会社 ツルハ      | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |

## (変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明 |
| 株式会社 ツルハ      | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |

## 3 変更年月日

平成22年5月18日

## 4 届出年月日

平成23年6月28日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成23年11月19日まで縦覧に供する。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン米沢

米沢市下花沢二丁目5番41号

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |



(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎 |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 丈 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明 |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 丈 |

## 3 変更年月日

平成22年5月18日

## 4 届出年月日

平成23年6月28日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成23年11月19日まで縦覧に供する。

平成23年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン南陽  
南陽市赤湯字川尻地内

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

## (変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎 |
| 株式会社雑貨屋ブルドッグ  | 静岡県浜松市浜北区平口5228番       | 小 楠 唯 人 |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社セリア       | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地        | 河 合 宏 光 |
| 株式会社ハニーズ      | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1  | 江 尻 義 久 |
| 株式会社マックハウス    | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号        | 栗 原 勝 利 |
| 株式会社チヨダ       | 東京都杉並区成田東四丁目39番8号      | 舟 橋 政 男 |
| 株式会社杵屋本店      | 上山市弁天二丁目3番12号          | 菅 野 高 志 |
| 株式会社アイシー・ネット  | 寒河江市本町二丁目8番3号          | 最 上 修   |
| 大友清弘          | 南陽市宮内2710番地            |         |

## (変更後)

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明 |
| 株式会社雑貨屋ブルドッグ  | 静岡県浜松市浜北区平口5228番地      | 小 楠 唯 人 |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社セリア       | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地        | 河 合 宏 光 |

|              |                        |         |
|--------------|------------------------|---------|
| 株式会社ハニーズ     | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地 1 | 江 尻 義 久 |
| 株式会社マックハウス   | 東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号    | 栗 原 勝 利 |
| 株式会社チヨダ      | 東京都杉並区成田東四丁目39番 8 号    | 舟 橋 政 男 |
| 株式会社杵屋本店     | 上山市弁天二丁目 3 番12号        | 菅 野 高 志 |
| 株式会社アイシー・ネット | 寒河江市本町二丁目 8 番 3 号      | 最 上 修   |
| 大友清弘         | 南陽市宮内2710番地            |         |

## 3 変更年月日

平成22年 5 月 18 日

## 4 届出年月日

平成23年 6 月 28 日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年11月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成23年 7月19日印刷  
平成23年 7月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056